

答申（案）

高岡市DV対策基本計画（第3次）

（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

～被害者の立場に立った支援と
暴力を生み出さない社会の実現に向けて～

目次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の基本的な考え方	4
5 計画の期間	4

第2章 DVの現状と課題

1 配偶者等からの被害経験状況	5
2 相談の状況	6
3 DVに関する認知度	9
4 高岡市DV対策の現状と課題	12
5 重点的に取り組む事業	13

第3章 DV対策の内容

1 施策の体系	15
2 DV対策の具体的な取り組み	16
(1) 基本目標Ⅰ	16
(2) 基本目標Ⅱ	18
(3) 基本目標Ⅲ	25
(4) 基本目標Ⅳ	28

参考資料

○ DV被害者支援の流れ（フローチャート）	32
○ 高岡市男女平等推進センター(配偶者暴力相談支援センター)の機能	33
○ DV関係機関一覧	34
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	35
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）	49
○ 計画策定までの経緯	56
○ 高岡市男女平等推進市民委員会名簿	57



第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力^{※1}（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVは被害者やその子どもの心身に深い傷を残します。また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われてしています。

男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

本市では、平成24年2月に「高岡市DV対策基本計画」を、平成29年2月には第2次計画を策定し、これらの計画に基づき関係機関と連携を図りながら、DV防止の啓発や被害者からの相談、自立支援などの総合的な施策の推進に取り組んできたところです。本計画は、このたび、計画期間が令和4年3月に満了することに伴い、引き続き相談体制の充実や配偶者等からの暴力防止と被害者の自立支援等に対する取り組みをさらに進めるため、「高岡市DV対策基本計画（第3次）」として新たに策定するものです。策定にあたっては国、県の取組や市の他計画との整合性を図り、様々な関係機関と連携・協力のもと、施策の推進を図ります。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手及び暴力を受けた後に離婚（事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む。）をした当該配偶者、生活の本拠を共にする関係を解消後の元交際相手からの暴力を言いますが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め、「配偶者等からの暴力」とします。
- ・ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、この計画においては、身体的暴力（平手でうつ・足でける）だけでなく、精神的暴力（人格を否定するような暴言を吐く・無視する）や性的暴力（性的行為を強要する・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・仕事に就くことを許さない）なども含みます。



2 計画の背景

国・県の動き

国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。

その後の平成19年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センター^{※2}の設置が、市町村の努力義務とされました。

平成25年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

令和元年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中でDV防止法も改正され、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加されました。

富山県においては、平成18年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」に基づき、配偶者暴力相談支援センターである富山県女性相談センターを中心として、関係機関と連携しながら、DVの相談、保護等の支援を積極的に進めてきました。

また、平成21年3月には第2次計画を、平成28年3月には第3次計画を、令和3年3月には第4次計画を新たに策定し、安全な保護体制の整備、若年層に対する予防啓発や関係機関との連携強化などに取り組んでいます。

※2 配偶者暴力相談支援センター

- ・DV防止法第3条第1項・第2項に掲げる被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止や被害者保護のための業務を行います。
- ・DV防止法第3条第3項に掲げる相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行います。



高岡市の取り組み

本市においては、平成17年11月に制定した高岡市男女平等推進条例第7条において、性別による権利侵害の禁止等を明記するとともに、平成20年1月に策定した高岡市男女平等推進プランの基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」に重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として掲げ、配偶者等からの暴力の被害者への支援や暴力防止に取り組んできました。

平成16年4月に開館した男女平等推進センターでは、相談室を設け、DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、市民等との連携・協力による普及・啓発事業の実施、関係機関や民間支援団体との連携の強化などに取り組んできました。

平成24年2月に策定した高岡市DV対策基本計画に基づき、平成24年4月に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を設置し、平成29年2月には新たに第2次基本計画を策定し、DV予防啓発や相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んでいくこととしています。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に即し、同法第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、本市のDVに関する施策を推進する指針とするものであり、「高岡市総合計画」と整合性を図りながら、この計画と同時に策定する「高岡市男女平等推進プラン」の基本目標Ⅲ、重点課題8、施策の方向(1)「配偶者等からの暴力の防止」に関する詳しい取り組み内容について定めるものです。



4 計画の基本的な考え方

- (1) DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、DVを生み出さない対策から、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること
- (3) 本市の課題に即した取り組みの推進
- (4) 国・県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画内容を見直します。

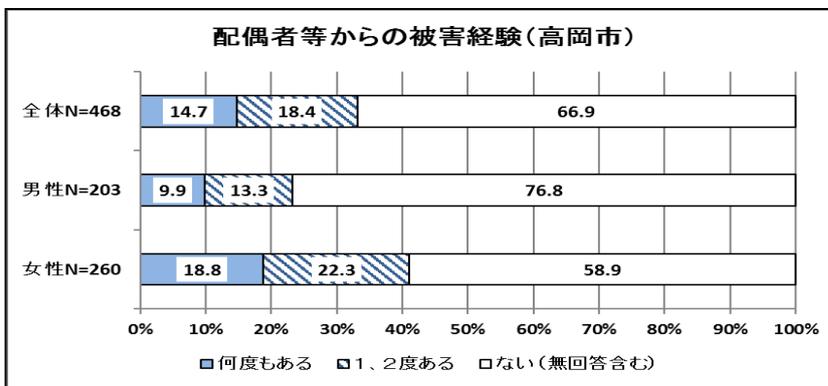


第2章 DVの現状と課題

1 配偶者等からの被害経験状況

(1) DV被害経験の状況

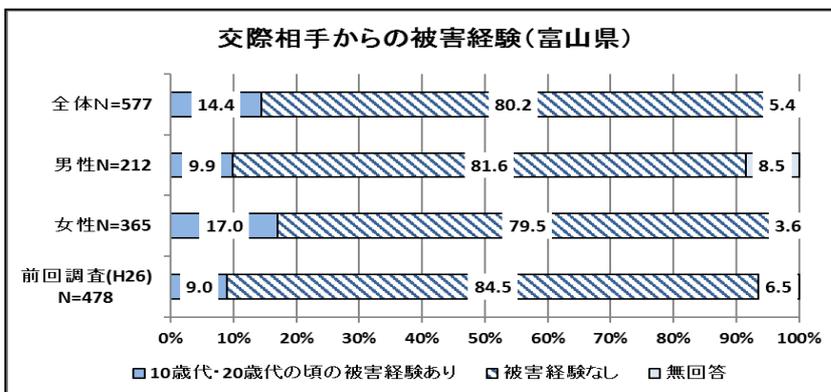
高岡市が令和3年度に実施した「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」(以下、意識実態調査)では、これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「1、2度された」という方は、33.1%(男性23.2%、女性41.1%)となっています。平成27年度意識実態調査結果の28%(男性18.2%、女性37.1%)と比較すると男女ともに増加しています。



○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」

(2) 交際相手からの暴力(デートDV)被害経験の状況

富山県が令和元年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」(以下、富山県調査)では、10歳代から20歳代の頃に、恋人との間で、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」「経済的圧迫」のいずれかについて「被害経験がある」という方は、14.4%(男性9.9%、女性17%)となっています。平成26年度の調査結果の9%(男性5.6%、女性11.8%)と比較すると男女ともに増加しています。



○資料：富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」



2 相談の状況

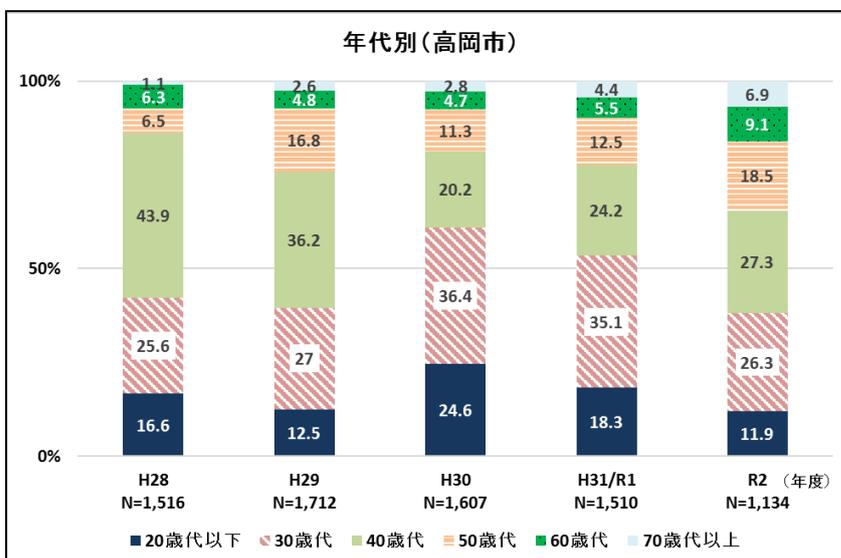
(1) 相談件数

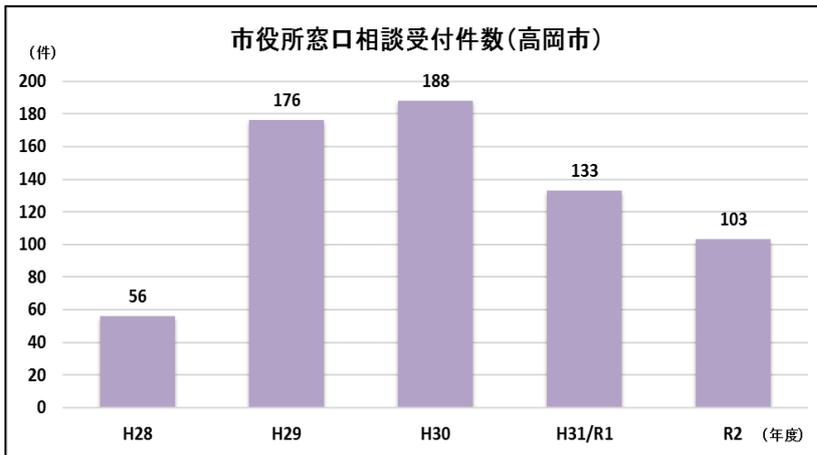
高岡市男女平等推進センターの相談室は、平成16年4月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

全相談件数は、平成16年度の669件から平成24年度の3,379件をピークに増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ピーク時の6割程度となりました。DVの相談件数についても平成24年度の1,911件をピークに増加傾向にありましたが、その後は減少傾向となっています。しかし、全相談件数に占めるDV相談は、平成30年度以降、6割を超えています。

相談者の年代は、30代、40代が5割以上となっており、70歳以上の相談は平成28年度の約1%から令和2年度は約7%と年々増加しています。若年層から高齢者まで幅広い年齢層からの相談が増えています。

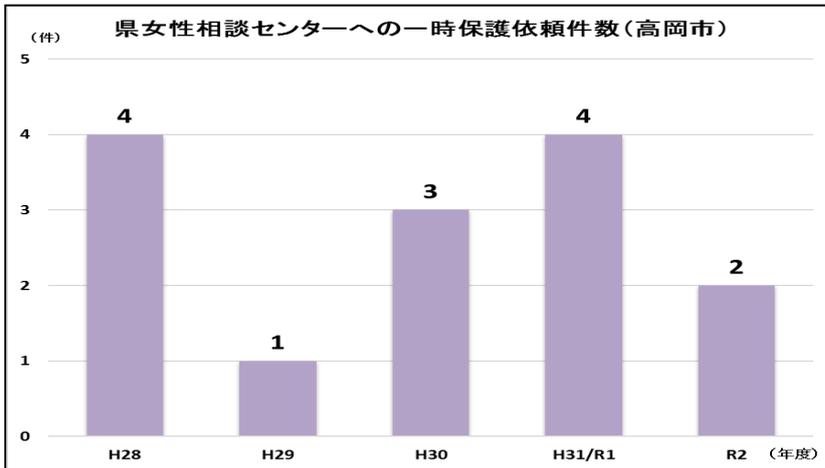
また、男女平等推進センターだけではなく、市役所の窓口で受けたDVに関する相談は、令和2年度は103件と依然多くの相談があり、センターだけではなく、市役所全体で被害者に対し適切に対応することが重要です。





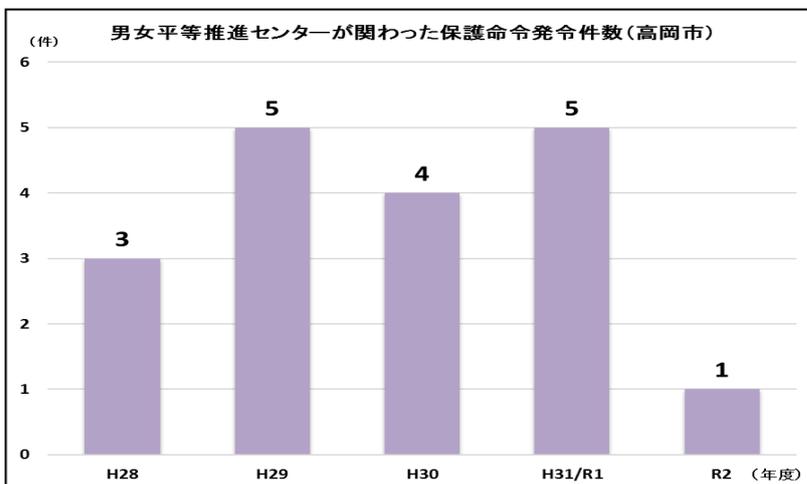
(2) 一時保護の状況

高岡市では、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼し、被害者の当面の安全確保を行っています。



(3) 保護命令の状況

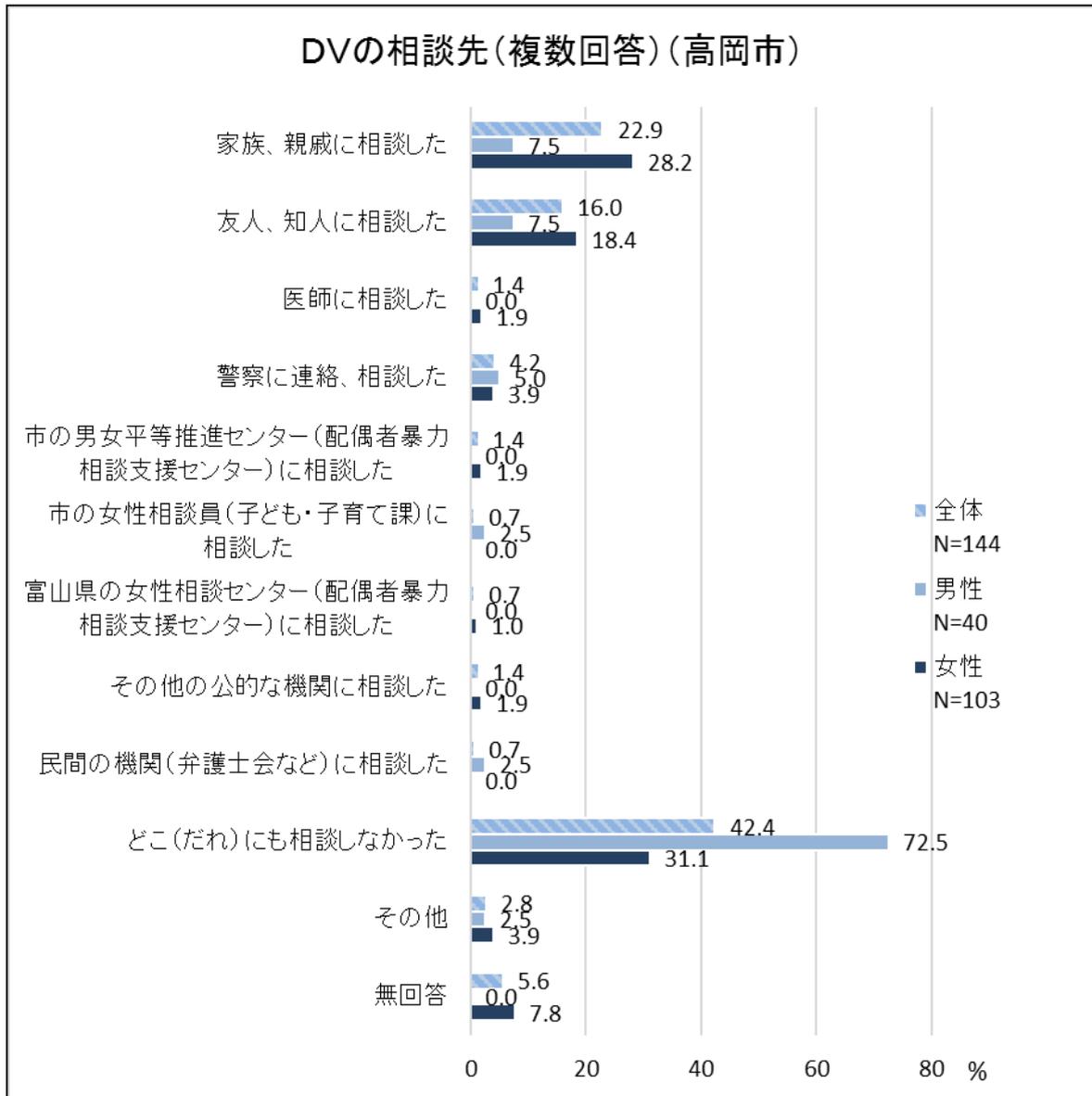
DVにより被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して被害者への接近禁止等を命令します。





(4) 相談先

令和3年度に実施した意識実態調査では、DV被害にあった時の相談先は、「家族・親戚」が22.9%（男性7.5%、女性28.2%）「友人・知人」が16%（男性7.5%、女性18.4%）と多くなっています。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」を選んだ人は42.4%（男性72.5%、女性31.1%）となっており、平成27年度調査結果の52.9%（男性63%、女性48.9%）と比較すると全体として減少はしたものの、依然として全体の4割以上が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、女性に比べ男性の方が相談に結び付きにくい傾向があることがわかります。



【回答者がなかった選択肢】

- ・ 県民共生センター・サンフォルテ相談室に相談した
- ・ 人権擁護委員や民生委員に相談した

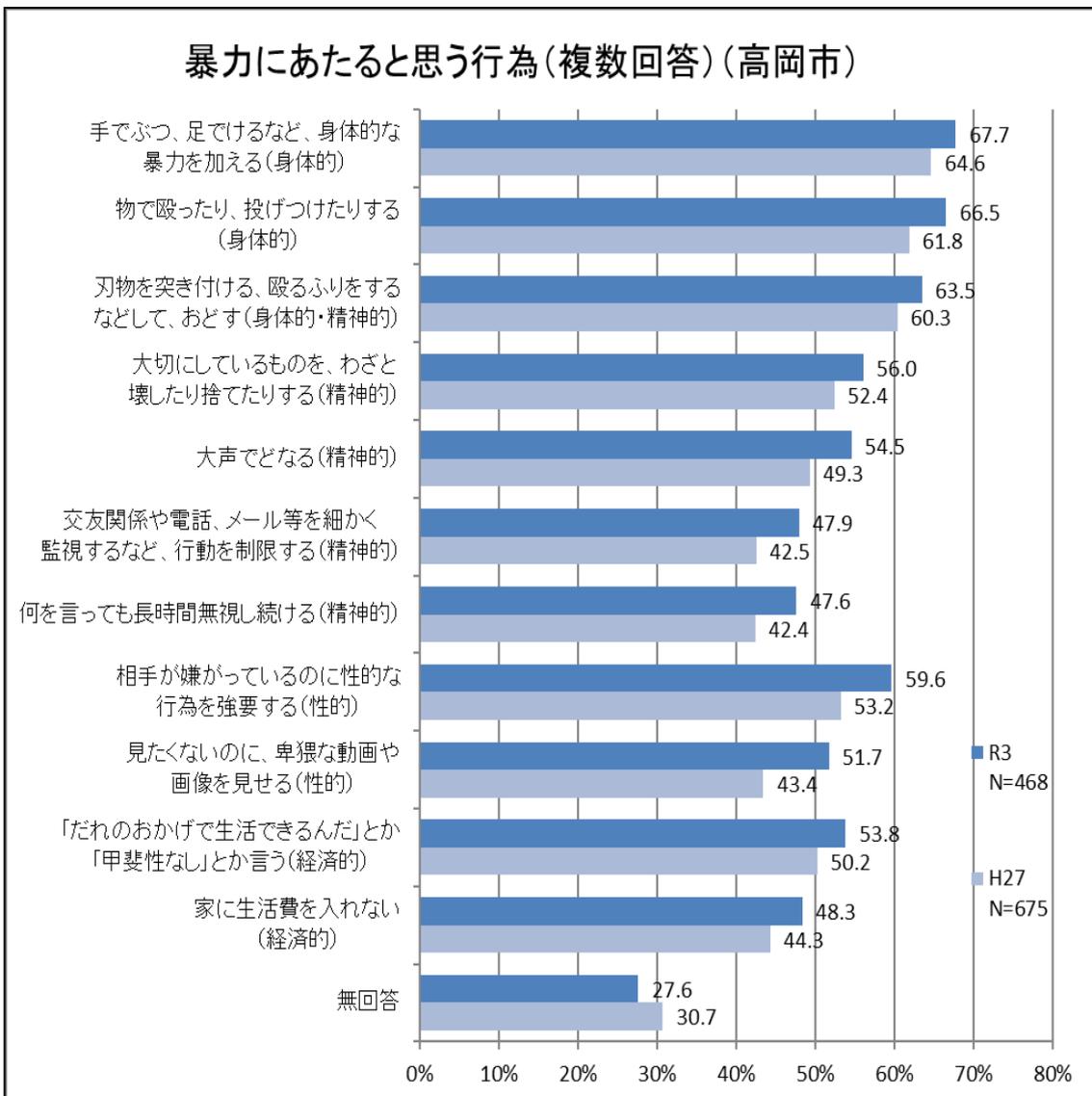
○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」



3 DVに関する認知度

(1) 夫婦間の暴力についての認識

令和3年度に実施した意識実態調査では、夫婦間等で行われた場合に暴力だと思ふかという質問の11項目の行為について、平成27年度に実施した意識実態調査と比較すると全体で暴力だと認識する人の割合は高くなっており、身体的暴力をDVと認識する人の割合は全て6割を超えています。一方で、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力をDVと認識する人の割合は5割程度と身体的暴力より低くなっています。

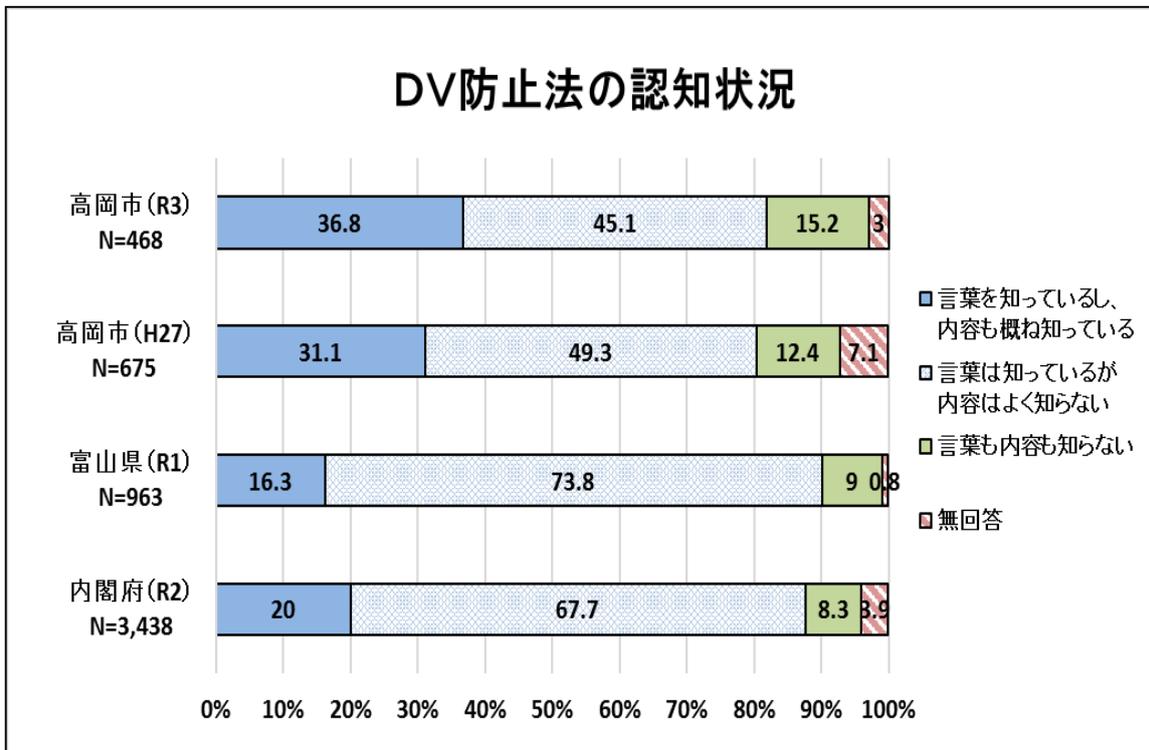


○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」



(2) DV防止法の認知状況

令和3年度に実施した意識実態調査では、DV防止法の認知度は、「言葉は知っているが内容はよく知らない」と答えた人の割合が45.1%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」と答えた人が36.8%、反対に「言葉も内容も知らない」と答えた人は15.2%となっています。平成27年度に実施した意識実態調査と比較とすると、言葉を知っていると回答した割合に大きな変化は見られません。(富山県、内閣府調査は「法律があることも、その内容も知っている」「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」「法律があることも、その内容も知らない」を取りまとめたもの)



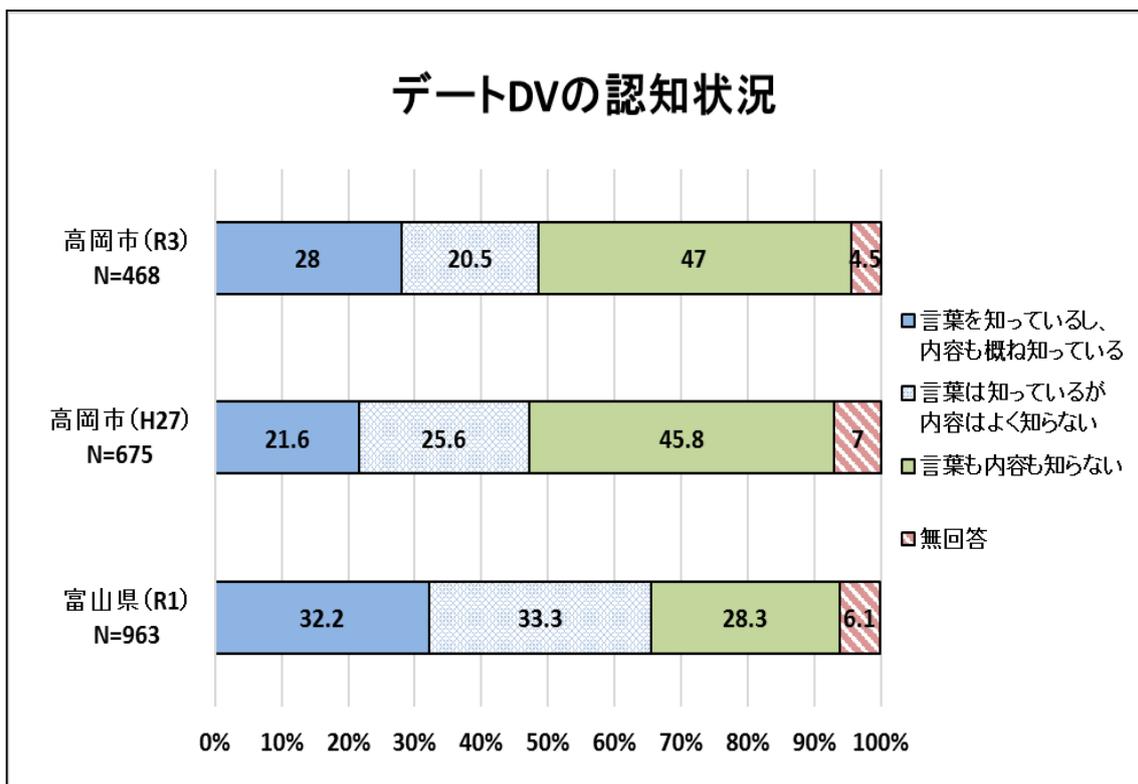
○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
 富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」
 内閣府令和2年度「男女間における暴力に関する調査」



(3) デートDVの認知状況

令和3年度に実施した意識実態調査では、デートDV^{※3}の認知度は、「言葉も知らない」と答えた人の割合が47%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」と答えた人が28%、「言葉は知っているが、内容はよく知らない」と答えた人は20.5%となっています。平成27年度実施の意識実態調査と比較すると、「言葉も知っているし、内容も概ね知っている」と回答した人は増加していますが、言葉は知っているが、内容はよく知らない」と回答した人は減少しており、「言葉も内容も知らない」と回答した人の割合に大きな変化は見られない状況となっています。(富山県調査は「言葉もその内容も知っている」「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」「言葉があることを知らなかった」を取りまとめたもの)

※3 デートDV＝恋人間で起こるDVのこと。



○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」



4 高岡市DV対策の現状と課題

本市では、高岡市DV対策基本計画（第2次）（平成29年度～令和3年度）を策定し、暴力を生み出さない社会を目指して、DVはどんな理由があっても決して許されないという認識で、DV予防啓発や相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んできました。

（1）これまでの主な取り組み

- ・暴力を許さない意識づくりを推進するために、若い世代への啓発に向けて、DV被害者支援グループ等市民と男女平等推進センターが協力し、中学生へのデートDV等予防啓発講座を実施しました。また、より一層の予防啓発を図るため、市内の全小学6年生、中学1年生、高校1年生に暴力予防啓発リーフレットや、デートDV予防啓発リーフレットを配布しました。

- ・男女平等推進センター相談室では、専任の相談員による電話・面接相談や、女性弁護士による無料法律相談を実施してきました。被害者の緊急時における安全の確保のため、市内のホテル等を被害者の一時避難先として提供しており、また、一時保護につなぐ対応や保護命令申立ての手続きの支援、警察や裁判所など関係機関への同行支援や自立支援も行ってきました。

平成24年4月には、配偶者暴力相談支援センター機能を持たせ、被害者の支援について関係機関と調整を図り、総合的に支援を行うよう取り組んでおり、また、身近な相談先として認識されるように相談室の周知も行っています。

- ・市内全体で被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るため、「DV被害者対応マニュアル」の作成・配布や、職員に対する研修を実施しています。また、連携の強化を図るため、高岡市DV対策関係機関連絡会や市内DV対策関係課会議を毎年度開催しています。

- ・民間支援団体が、それぞれの活動を生かして生活資金の無利子貸出や生活用品の提供、講演会を開催するなどの啓発活動を実施しています。



(2) 課題

相談室に寄せられる相談内容は年々複雑化・多様化しており、いくつもの困難を抱えている被害者や、深刻化してから相談室につながる被害者もあり、長期的な支援が必要になる場合もあります。

DVに対する正しい理解を促進し、DVを生み出さないための予防・啓発に重点的に取り組むことが大切であり、被害が深刻化する前に相談機関につながるよう、男女平等推進センターが身近な相談機関であると一層周知を図る必要があります。

市役所の関係部署や関係機関、市民や民間支援団体とのこれまで以上の連携が重要であり、総合的に施策の推進を図ることが必要です。さらに、DV対策に関わる職員の資質向上のため、研修の受講や連絡会議の参加などにより、最新の情報や傾向、知識を得ることが大切です。

5 重点的に取り組む事業

本市のDV施策の現状と課題、相談状況、民間支援団体など市民の皆様からの意見を踏まえ、次の課題について重点的に取り組むこととします。

● DVに関する正しい理解の促進

DVは身近にある重大な人権侵害であり、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えることを、幅広い年齢層を対象に意識啓発を行います。

● 若い世代へのDV予防啓発の推進

デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代が人権尊重と暴力は絶対に許されないという意識を高める機会を積極的に提供することが有用であることから、小・中・高校生や教育・保育関係者への啓発を図り、DVの未然防止に努めます。

● 配偶者暴力相談支援センター機能と相談窓口の充実

- ・配偶者暴力相談支援センターでもある高岡市男女平等推進センターが「身近で安心して相談できる機関」と認識されるよう、市民や地域での支援者等へ周知します。
- ・被害者に対し総合的に支援を行えるよう、DV対策関係課や関係機関との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図ります。
- ・男性や性的少数者等の多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。



- **緊急時の安全確保**

- ・ 緊急に避難を必要とする被害者等が安全に一時保護されるまでの緊急避難場所を提供し、更なる安全の確保を図ります。
- ・ 被害者も支援者も安心して男女平等推進センターに相談できるよう体制を整備します。
- ・ 緊急時に迅速に対応できるよう警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関との連携を強化します。

- **被害者支援の充実**

- ・ DV対策関係課共通の相談シートの活用と周知を徹底し、被害者の負担軽減に努めます。
- ・ 医療機関への同行や被害者への個別カウンセリング、心の回復に向けた講座の実施など被害者支援の充実を図ります。

- **関係機関、民間支援団体等との連携・協力**

- ・ 被害者への適切な支援を行うため、関係機関や民間支援団体との連携・協力や活動支援を行います。



第3章 DV対策の内容

1 施策の体系

基本目標	施策目標
I 暴力を生み出さない意識づくりの推進	1 市民への啓発活動の推進★
	2 若い世代への啓発★
II 身近で安心して相談できる体制の充実	3 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★
	4 相談体制の充実★
	5 DV対策に関わる職員の資質向上
	6 早期発見のための関係者への周知
	7 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実
	8 緊急時の安全確保★
	9 被害者等に関する情報保護
III 被害者の自立を支援する体制の強化	10 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★
	11 生活再建に向けた支援
	12 子どもに対する支援
	13 心身の健康回復に向けた支援★
IV 暴力を許さない高岡ネットワーク	14 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化
	15 民間支援団体との連携強化、支援★
	16 苦情に対する適切な対応

★は、重点的な取り組み



2 DV対策の具体的取り組み

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

暴力を生み出さない意識づくりを推進するために、暴力はどのような理由があっても許されず、暴力を使っても問題解決はせず、暴力によるさまざまな悪影響を啓発することが必要です。

DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気が付かないまま暴力を受け続けている人がいます。身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的暴力もDVとなるなど、DVに関する理解と相談窓口の周知を一体的に情報提供することが求められています。また、男性については、女性に比べ相談に結び付きにくい傾向があることから、男性への適切な情報提供を行い、意識啓発を推進していくことも必要です。

市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を生み出さないという意識を社会全体で共有するため、DVは身近にある重大な人権侵害であり、DVに対する正しい理解と認識を深める取り組みが必要です。

DVの加害者と被害者を生み出さないためには、早い段階から、人間関係のあり方やコミュニケーション方法、男女平等・共同参画についての正しい知識を身につける教育を幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などでより一層充実していく必要があります。

《施策目標1》 市民への啓発活動の推進★

DV予防啓発講座や「女性に対する暴力をなくす運動」等で積極的に予防啓発に努めてきました。

しかし、令和3年度に実施した意識実態調査では、精神的、性的、経済的暴力は身体的暴力に比べ「暴力である」という認識が低いなど、DVに関する市民の理解は十分とは言えません。

市民一人ひとりが、DVをより身近な問題として考え、被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、パンフレットの配布など直接市民の手元へ届く啓発のほか、講座や講演会等を継続して行います。

取組番号	取組	内容	担当部署等
1	DV予防啓発講座の実施	DVの特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座を働く場や地域などで実施します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
2	DV予防啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 性別や性的指向等にかかわらず、DVの防止について、研修会等の様々な機会やSNSや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、より幅広い年齢層を対象として意識啓発を実施します。 「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配布や展示などを行います。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター


《施策目標2》 若い世代への啓発★

デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代が人権尊重と暴力は絶対に許されないという意識を高める機会を積極的に提供することが大変有用です。

高岡市では、小・中・高校生に「暴力予防啓発リーフレット」及び「デートDV予防啓発リーフレット」を配布しています。また、中学1年生を対象とした「デートDV等予防啓発講座」を毎年実施しており、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。次世代を担う若者をDVの被害者にも、加害者にも、そして傍観者にもしないために、引き続き若い世代へのDV予防啓発を積極的に進めていきます。

取組番号	取組	内容	担当部署等
3	若い世代へのデートDV等予防啓発	効率的な実施方法や体制を研究し、伝わりやすい効果的なプログラムにするため内容の改良・更新に努めます。	男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター
4	学校等における教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生に「デートDV等予防啓発講座」を実施し、意識向上に努めます。 ・小学生に「暴力予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・中・高校生に「デートDV予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・高校生等を対象に出前講座を実施します。 	男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター、 学校教育課
5	教育・保育関係者への啓発	若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートDVや暴力に頼らない問題解決について啓発します。	男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター、 学校教育課、子ども・子育て課



基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の充実

男女平等推進センターに寄せられるDV相談の内容は複雑化・多様化しています。

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であり、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

令和3年度に実施した意識実態調査では、公的機関への相談割合が低く、DVの相談先については、全体の約半数、男性については約7割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、相談しなかった理由については、多くの方が「相談するほどのことではないと思った」と回答しています。

今後さらに相談窓口について周知するとともに、より身近で気軽に相談できる環境づくりと相談体制の充実が必要です。

《施策目標3》 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★

平成24年度に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者の支援のため、下記の取り組みを行っています。

- ・電話相談・面接相談
- ・被害者支援のための情報提供、同行支援
- ・関係機関や支援活動グループ等との連携・調整
- ・女性弁護士による無料法律相談
- ・保護・支援に関する手続きに必要な書面作成
- ・関係機関との連携強化（高岡市DV対策関係機関連絡会、庁内DV対策関係課会議の開催）

近年は、相談室に寄せられる相談が複雑化・多様化している傾向があり、身近で相談しやすく適切で迅速な対応ができる体制を整える必要があります。

取組番号	取組	内容	担当部署等
6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対し総合的に支援を行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化します。 ・男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター


《施策目標4》 相談体制の充実★

被害者を早期に適切な支援に結び付けるためには、被害者にとって安心して相談できる窓口が身近にあることを、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要です。また、被害者の生命または身体の安全を守るため、被害者本人の状況と意向に配慮しながら対応することが重要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
7	男女平等推進センター相談室の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設、医療機関等に配置し相談室を周知します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページやSNSなどの媒体や研修会等の様々な機会を活用し、情報発信を実施します。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
8	男女平等推進センター相談室の利便性の向上	相談しやすい環境を整備するため、メールやSNSを活用した相談の実施について、他自治体や民間団体の取組の調査、情報収集を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
9	DV対策関係課での相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策関係課窓口での相談者の個人情報への配慮を行うなど利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組みます。 ・職員のDVに関する認識を共有し、DV被害者の早期発見に努めます。 	納税課、共創まちづくり課、多文化共生室、市民課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、建築政策課、市民病院、学校教育課
10	DV対策関係課との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課



《施策目標5》 DV対策に関わる職員の資質向上

相談内容は複雑化・多様化しており、その対応も一様ではないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場にたった配慮を行い、適切な情報提供や的確な助言を行うことができる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。

また、DV対策関係課がDVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るとともに、DVの理解不足から被害者を傷つける言動を行う等の二次的被害^{※4}を防止し、適切な対応を行うために、相談員や市職員等に対し研修を実施することが必要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
1 1	DV対策に関わる職員への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や講座を受講する機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。 ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員のバーンアウト^{※5}（燃え尽き）状態や代理受傷^{※6}を防止するため、メンタルヘル스에配慮します。 ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン^{※7}（監督学習）を実施します。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
1 2	職員研修の充実	DV対策に関わる職員以外の市職員へもDVに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、人事課

※4 二次的被害＝配偶者等からの暴力（DV）によって心身ともに傷ついた被害者が、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない不適切な言動で更に傷つくこと。

※5 バーンアウト＝相談者からの相談によって相談員などの支援者が過度のストレスを感じ、納得のいく解決策が容易に見出せないことから、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる症状。

※6 代理受傷＝相談員などの支援者が、被害者からの深刻な被害経験や状況等について話を聞くうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。

※7 スーパービジョン＝相談の事例などにおいて、熟練した指導者が、相談員などに示唆や助言を与えながら行う教育のこと。



《施策目標6》 早期発見のための関係者への周知

被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者、学校、幼稚園・保育所、医療機関等の関係者へのDVに対する正しい理解や相談窓口、配偶者暴力相談支援センターまたは警察への通報の重要性について広く周知することが大切です。被害者の早期発見に努め、被害者に対し適切な支援情報を提供することや、二次的被害を防止するため、富山県「DV被害者対応マニュアル」を活用しながら出前講座等を実施するなど、さまざまな機会を通じて、地域での支援者をはじめ関係者にDVを見逃さないための周知を図ります。

取組番号	取組	内容	担当部署等
13	地域支援者に対する周知	地域において活動している民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者に対して、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、社会福祉課、共創まちづくり課
14	医療関係者に対する周知	業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対し、DVに関する情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
15	教育・保育関係者への周知	子どもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DV、デートDVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、子ども・子育て課

《施策目標7》 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

高齢者・障がい者・外国人等の方々へは、DVに関する相談機関の情報が届きにくいことで、被害が潜在化するとともに、DV以外の課題を抱えていることもあり、長期化・深刻化することが少なくありません。

被害者にも支援者にも相談窓口の情報が届くよう、英語版・ポルトガル語版などのオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成し、市の施設や地域包括支援センター、商業施設に設置しています。

また、高齢者・障がい者・外国人等の方々に関わりのある関係機関が日常の業務や活動の中でDVの未然防止と早期発見の視点を持つとともに、それぞれの立場にたった配慮や支援ができるよう関係機関との連携強化が重要です。その他、男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談体制についても整備が必要です。



取組番号	取組	内容	担当部署等
16	支援情報の提供	外国人の状況を考慮して、多言語オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を設置し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室
17	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。 ・被害者・支援者への相談窓口での情報提供に努めます。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室
18	男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方に配慮した相談体制を整備します。 ・男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。 ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保し、被害者が安心して相談できるよう相談員の資質の向上に努めます。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、共創まちづくり課

**《施策目標8》 緊急時の安全確保★**

男女平等推進センターでは、相談を受けるとともに、一時保護^{※8}や保護命令^{※9}などの安全確保について情報提供を行っています。

被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは、関係機関と連携し被害者の立場を考慮しながら、安全に一時保護につなげることや保護命令申立て手続きの支援を行っています。また、一時保護施設や、必要に応じて警察、裁判所など関係機関への同行支援も行っています。

同伴する子どもが心的外傷^{※10}を受けているような場合には、児童相談所、子ども・子育て課、教育委員会、学校等関係機関が連携して子どものケアを行うなどの保護と援助に取り組んでおり、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応を円滑に行うことが大切です。

※8 一時保護＝婦人相談所が自ら、または、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

※9 保護命令＝DV防止法により、被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。再度の申立てが可能である。保護命令に違反した場合の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっている。

1 接近禁止命令**(1) 被害者への接近禁止命令**

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6か月。

(2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊したりすることを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

2 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

3 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠をともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2か月。

※10 心的外傷＝ある程度の時間が経過したあと精神障害を引き起こす原因となる心の傷。トラウマともいう。



取組番号	取組	内容	担当部署等
19	被害者の緊急時における一時保護支援	警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
20	緊急避難場所の提供	緊急時における安全確保のために、「一時保護」に先行して、緊急に避難を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
21	児童相談所等との連携	被害者本人の状態や意向、同伴者の有無などさまざまな状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、子ども・子育て課、学校教育課
22	警察との連携	被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
23	保護命令に関する情報提供・支援	保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター

《施策目標9》 被害者等に関する情報保護

男女平等推進センターでは、住民基本台帳事務における支援措置について、関係課と連携し、被害者に関する情報保護に取り組んでいます。

被害者の住所・居所や被害者を支援している者の氏名など、被害者等に係る情報の保護に十分配慮し、安全に管理していくことが重要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
24	住民基本台帳の閲覧等の制限	被害者保護のため、支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。	市民課、納税課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、学校教育課
25	情報管理の徹底	支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター



基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する体制の強化

本市では、それぞれの関係課において相互に連携しながら、切れ目のない被害者の自立支援に努めています。

被害者が自立して生活しようとする際、複数の課題を同時に抱えていれば、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する体制づくりをさらに強化していく必要があります。

また、避難後、被害者（家族）だけでの生活に不安がある人もいることから、孤立しないように継続して必要な支援を受けられる体制を整備することも大切です。

《施策目標 10》 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

DVが被害者の心身へ与える影響は大きく、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して、強い不安や負担感を持ち、自身でさまざまな手続きを行うことが難しい場合もあり、きめ細やかな対応が必要です。

被害者が関係課の窓口ごとにDV被害等の事情を説明する負担を軽減するため、相談共通シート及び手続チェックシートの活用や、相談員の同行支援を行ってきました。引き続き、被害者の意思を尊重し自己決定していけるよう、支援を円滑に行うことが求められます。

取組番号	取組	内容	担当部署等
26	自立支援策を総合的に支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策関係課との連携 ・ケース会議への参加 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
27	DV対策関係課との連携強化 ＜再掲＞	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続チェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課


《施策目標 11》 生活再建に向けた支援

DVから逃れた被害者とその子ども等の自立を支援するためには、まず安全な生活を確保する必要があります。新しい住まい探しを支援し、被害者のニーズに応じた福祉施策や就業に関する情報提供が必要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
28	住宅の支援	被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。	建築政策課
29	生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。 被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図り、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。 	社会福祉課、子ども・子育て課、保険年金課、関係各課
30	民間支援団体による生活支援の情報提供	民間支援団体が行っている生活支援の内容や手続きについて被害者に情報提供を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
31	就業に関する情報提供	被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
32	母子家庭自立支援給付金の活用による支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などを行います。	子ども・子育て課
33	就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実	被害者の就業確保のため、保育を必要とする同伴児を保育所や認定こども園で預かります。	子ども・子育て課



《施策目標 12》 子どもに対する支援

児童虐待防止法では、DVの環境に子どもを置くことが心理的虐待であるとしています。したがって、子どももDV被害者であるという認識をもって、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安心して安定した生活を継続できるよう支援することが必要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
34	保育、就学等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。 ・児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。 	子ども・子育て課、学校教育課
35	子どもの心のケア	DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。	子ども・子育て課、学校教育課

《施策目標 13》 心身の健康回復に向けた支援★

DVによる心理的影響は根深く、その回復には時間がかかります。被害者が心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

取組番号	取組	内容	担当部署等
36	医療機関への同行支援	緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
37	被害者への個別カウンセリング	相談員が被害者に寄り添いながらカウンセリングを実施します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
38	心の回復に向けた講座等の実施	DVやセルフケア等について理解を深める講座を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
39	自助グループの活動支援	DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換をするグループ懇談会を行っている民間の自助グループの活動を支援します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
40	心の健康相談	公認心理師や保健師による相談を実施します。	社会福祉課、健康増進課



基本目標Ⅳ 暴力を許さない高岡ネットワーク

DV問題は、市民の人権や生命に関わる問題であり多くの部署が連携して実施する必要があることから、本市では、高岡市男女平等推進市民委員会、高岡市男女平等推進庁内連絡会議において、効果的な施策について審議し、DV対策を総合的に推進しています。

また、被害者に寄り添った支援を行っていくため、個別の事案において、円滑な体制をとれるよう、関係機関との更に緊密な連携・協力体制が必要です。

さらに、被害者の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体による支援が重要な役割となっています。DV対策を効果的に進めるためには、民間支援団体と連携して問題解決にあたることが不可欠であり、民間支援団体の活動を支援していくための取り組みが必要です。

市、関係機関そして民間支援団体との連携協力、「暴力を許さない高岡ネットワーク」を強化しながら、暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

《施策目標 14》 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

警察、女性相談センター、児童相談所などDV対策関係機関や民間支援団体との連携や、関係部署で構成する男女平等推進庁内連絡会議において、DV防止や被害者支援について連携を図っています。今後も、相互に協力しながら、被害者の保護や自立支援などを行っていくことが必要です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
4 1	計画の進行管理	・高岡市男女平等推進市民委員会を開催し、DV防止を始めとした男女平等参画の推進にかかる施策について調査審議し、対策を進めます。 ・計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等で公表します。	男女平等・共同参画課
4 2	高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議開催	関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換など行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
4 3	県との役割分担・相互協力	県と連携しながら、啓発活動や被害者支援に努めます。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
4 4	高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実	関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援についての協議、情報交換を行います。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課
4 5	近隣自治体との連携	近隣自治体のDV担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
4 6	加害者対応のための連携	DV加害者対応の検討に向け、国・県・市町村・民間支援団体等の動向を注視します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター



《施策目標 15》 民間支援団体との連携強化、支援★

本市での民間支援団体は、豊富なノウハウやネットワークを生かし、自立のための物資提供・支援金貸付、DV被害者支援講座や自助グループの開催など、行政による支援が届きにくい部分を担っています。民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題やニーズを把握しやすい立場にあり、柔軟に対応できることから、市と民間支援団体とが連携・協力し、被害者の多様な状況に応じた支援を推進していくことが重要です。

また、「被害者への物資提供活動」は被害者への支援はもちろん、提供者等にとって、被害者支援の啓発や参加意識につながっています。

取組番号	取組	内容	担当部署等
47	民間支援団体との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。 ・「被害者への物資提供活動」について、必要な物資の情報発信の強化に努めます。 ・被害者のためのシェルター等を運営する民間支援団体との連携について検討します。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター
48	民間支援団体の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。 ・民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。 	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター

《施策目標 16》 苦情に対する適切な対応

DV相談などの被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理することが大切です。苦情については、関係各課と共有し、必要に応じて今後の職務に生かしていくことが大切です。

取組番号	取組	内容	担当部署等
49	苦情に対する適切な取り組み	被害者支援への取り組みに対する苦情に対して、苦情を受けた際には、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて関係各課と共有します。	男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課

